（様式第2号）

令和8年度　12月
売払番号　第801号
県有林産物公売　物件明細書
物件の種類：立木

１　入 札 日　　令和8年12月1日（火）

２　開始時間　　10:00

３　入札会場　　遠野地区合同庁舎　1階　会議室A

開始時間の10分前までに受付を終了願います。

問い合わせ先　県南広域振興局　農政部　遠野農林振興センター
林務課　県有林担当
TEL　0198-62-9933

目　次

1　日程等 …… 1
2　入札会場位置図 …… 1
3　公売物件の所在地及び数量等 …… 2
4　数量集計表 …… 3
5　明細表 …… 4
6　物件所在位置図 …… 5～6
7　入札心得 …… 7～8
8　入札書様式 …… 9～11
9　委任状(参考様式) …… 12
10　伐採搬出等に係る留意事項 …… 13
11　アカマツ伐採施業指針 …… 14～17
12　ナラ枯れ被害材の移動等に関するガイドライン …… 18～22
13　公売物件の概要 …… 23

県庁及び担当振興局等の住所及び電話番号

所　属	住　所	電話番号
県南広域振興局　農政部 遠野農林振興センター林務課 県有林担当	〒 028-0525 遠野市六日町1-22	TEL　0198-62-9933 FAX　0198-62-5745
岩手県農林水産部 森林保全課　県有林担当	〒020-8570 盛岡市内丸10－1	TEL　019-629-5797 FAX　019-629-5789

日　程　等

１　入 札 日	令和８年12月１日（火）
２　開始時間	10:00
３　入札会場	遠野市六日町1-22 遠野地区合同庁舎　1階　会議室A TEL　0198-62-9933

入札開始時間の10分前までに受付を終了願います。

入札会場位置図



公売物件の所在地及び数量等

売払番号	所在地	県有林の種類	事業区名	保安林種	立木調査の方法※2	区域面積（ha）	主要樹種	立木材積（m3）	FIT制度優遇措置	搬出期間※1
801	遠野市綾織町物見山地内	水源林県行造林	物見山	－	航空レーザ	13.21	カラマツスギ	5,244.723	－	3年

※1）　搬出期間・・・物件を引渡ししてから伐採、搬出を終了するまので期間。

※2）　航空レーザ調査の場合、樹種、本数及び樹高は、航空レーザによる計測成果から算出したもの（胸高直径は標準値（地上）調査の結果から推定し、立木材積はこれらのデータをもとに立木材積表により算出した値）であり、実際の数量とは差異がありますので、あらかじめご了承願います。

数量集計表

売払番号	事業区	樹種	面積（ha）	径級（cm）	立木本数（本）	立木材積（m3）
801	物見山	スギ	1.35	24 ～ 52	378	507.251
		アカマツ	0.57	26 ～ 58	276	307.664
		カラマツ	11.29	18 ～ 52	4,567	4,429.808
				～		
		計	13.21		5,221	5,244.723

売払番号　第801号

明細表

樹　種	スギ		アカマツ		カラマツ				合　　計	
林　齢	68年生		73年生		68年生					
胸高直径	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積			本数	立木材積
10									0	0.000
12									0	0.000
14									0	0.000
16									0	0.000
18					8	2.064			8	2.064
20					131	43.754			131	43.754
22					348	150.684			348	150.684
24	2	0.928			498	252.984			500	253.912
26	12	6.756	23	13.363	565	349.170			600	369.289
28	24	16.200	25	16.525	609	452.487			658	485.212
30	21	16.212	25	19.625	523	461.809			569	497.646
32	27	24.597	31	27.249	493	509.269			551	561.115
34	38	38.912	39	38.181	377	452.023			454	529.116
36	53	63.123	29	32.915	337	465.060			419	561.098
38	46	60.904	33	41.184	255	402.135			334	504.223
40	65	98.605	26	35.672	163	292.096			254	426.373
42	25	43.150	14	22.008	101	204.525			140	269.683
44	26	48.828	15	25.560	68	149.260			109	223.648
46	16	33.856	5	9.180	50	122.950			71	165.986
48	14	32.032	3	6.306	25	68.550			42	106.888
50	8	20.408	4	9.092	9	27.405			21	56.905
52	1	2.740	2	4.890	7	23.583			10	31.213
54			1	2.768					1	2.768
56									0	0.000
58			1	3.146					1	3.146
60									0	0.000
62									0	0.000
64									0	0.000
66									0	0.000
68									0	0.000
70									0	0.000
									0	0
計	378	507.251	276	307.664	4,567	4,429.808	0	0.000	5,221	5,244.723
平均直径	37cm		35cm		30cm					
平均樹高	26m		23m		25m					

立木材積は、胸高直径と樹高の測定結果を基に立木材積表により算定した値です。

航空レーザ調査の場合、樹種、本数及び樹高は、航空レーザによる計測成果から算出したもの（胸高直径は標準値（地上）調査の結果から推定し、立木材積はこれらのデータをもとに立木材積表により算出した値）であり、実際の数量とは差異がありますので、あらかじめご了承願います。

（再掲）

面　　積	13.21 ha	
立木本数	5,221 本	
立木材積	5,244.723 ㎥	（　18,881 石）

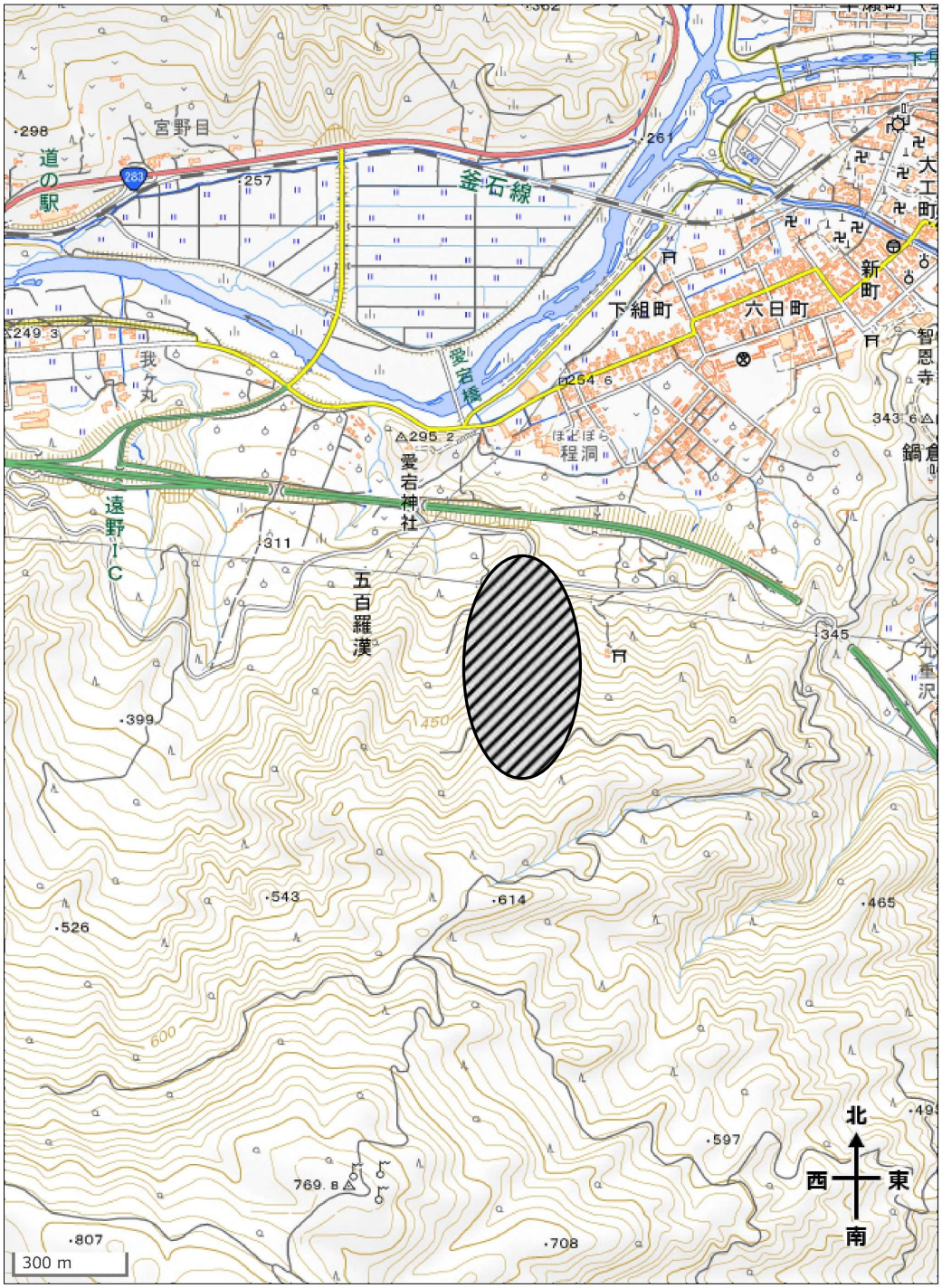
売払番号　第801号

物件所在位置図（その１）

遠野市綾織町物見山地内　水源林県行造林　物見山　事業区

・・・物件所在地

地理院地図
GSI Maps

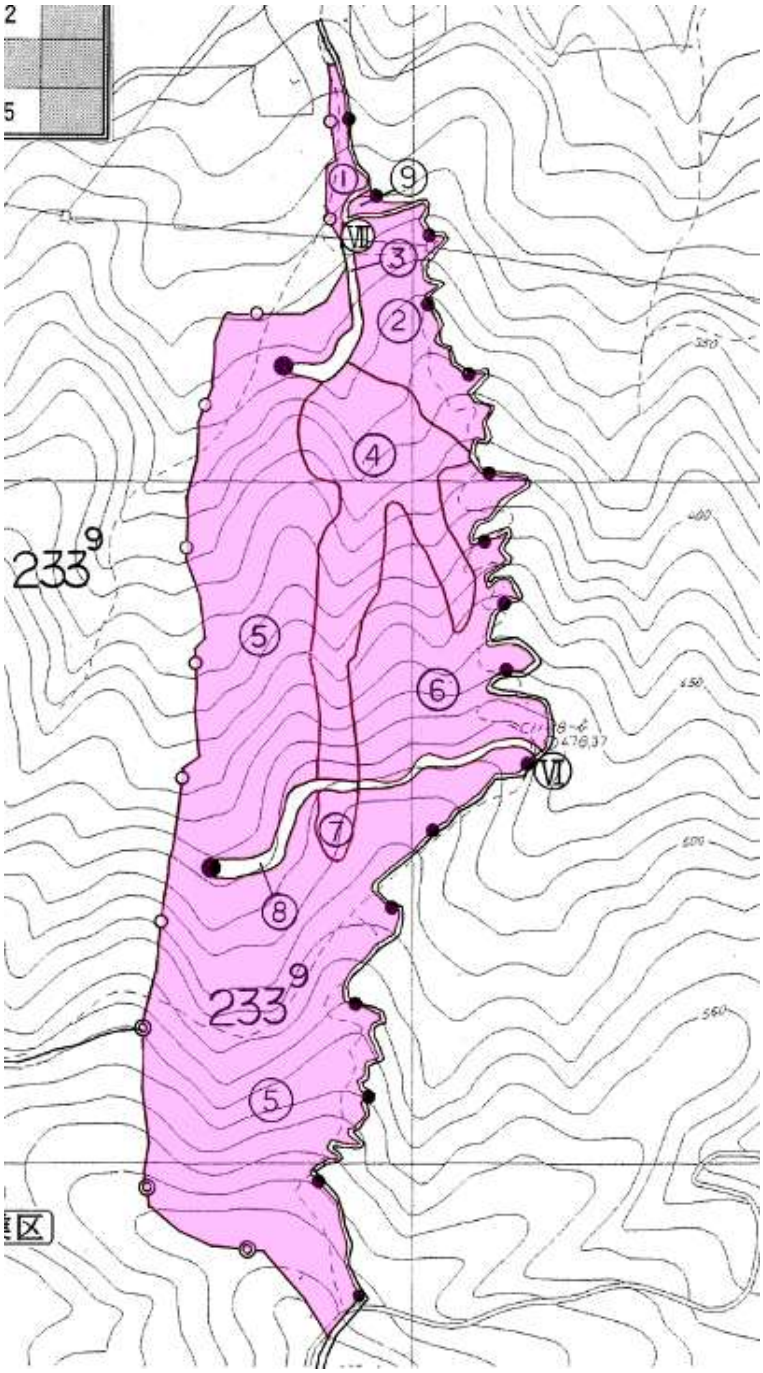


売払番号　第801号

物件所在位置図（その２）

遠野市綾織町物見山地内　水源林県行造林　物見山　事業区

・・・物件所在地



車種	6t	搬出条件	搬出期限：３年
その他	・立木の伐採及び搬出後の林地崩壊を未然に防ぐため、搬出作業路の開設は必要最小限とするようお願いします。 ・車両の走行により、道路を損傷した場合には、補修下さるようお願いします。		

別　記

県　有　林　産　物　競　争　入　札　心　得

1　資格の確認

入札者参加者は、県有林の産物売払競争入札参加資格者名簿に登録された者である旨を受付に申し出て、確認を受けること。

2　入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3　入札書記載事項等

（1）　入札書（様式第1号）には、次のことを記載すること。

ア　売払番号

イ　入札金額（消費税及び地方消費税相当額を除いた金額）

ウ　入札年月日

エ　宛名（入札執行機関の長宛てとする。なお、氏名の記入は不要とする。（記載例：県南広域振興局長　様））

オ　入札参加資格者名簿の登録番号

カ　入札参加者住所・氏名（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所氏名、代理人氏名を記載する。）

（2）　入札書への押印は、競争入札参加資格申請の際に届け出たものと同じ印鑑を使用すること。ただし、代理人にあっては委任状に使用した代理人の印鑑を使用するものとする。

（3）　入札書への記入は、インク・ボールペン・マジックペン等を用い、鉛筆は使用しないこと。

（4）　記載事項を訂正する場合は、該当訂正部分を線で抹消の上、入札書と同じ印鑑で訂正印を押印すること。

ただし、入札金額の訂正及び抹消は認めない。

4　代理入札

（1）　入札参加者は、代理人に入札させるときは、その委任状を受付に提出すること。

（2）　委任状には、委任者の氏名、代理人の氏名及び委任事項を記載し、委任者と代理人それぞれが押印すること。

5　事前入札

（1）　事前入札を行う場合は、発送記録が確認できる送付手段又は持参により、入札日前日17時（その日が休日及び祝日に当たっている場合は、その前の平日まで）までに県南広域振興局 農政部 遠野農林振興センター林務課に到着するよう提出すること。

（2）　事前入札に当たっては、封筒を二重に使用し、内封筒には入札物件ごとに１通の入札書を入れ、表面に売払番号、商号又は名称及び代表者職・氏名を記入して封かんすること。

（3）　外封筒には、入札書を入れた内封筒を入れて封かんの上、表面には、送付先、「入札書在中」（朱書き）、入札日及び件名（記載例：令和８年度12月県有林産物公売）を記入し、裏面には、入札参加者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名を記入すること。

（4）　外封筒には、同日・同会場で実施する物件の入札書を入れた内封筒をまとめて提出することができる。

（5）　持参する場合は、事前入札書提出届（様式第２号）により提出すること。

（6）　落札の場合は連絡するが、不落札の場合は連絡しない。

6　入札の無効

（1）　次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア　民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽に該当する入札

イ　入札に参加する資格を有しない者による入札

ウ　委任状を持参しない代理人による入札

エ　記名押印をしていない入札

オ　金額を訂正した入札

カ　誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札

キ　上記５(２)及び(３)に定める事項の記載がない封筒による事前入札

ク　明らかに連合によると認められる入札

ケ　同一の入札について２通以上の入札をした者の入札

コ　他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者の入札

サ　その他入札に関する条件に違反した入札

（2）　次に該当する入札は取り消すことができる。

民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）に該当する入札

7　落札者の決定

（1）　入札を行った者のうち、予定価格の価格以上の入札者で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

（2）　落札者となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

8　再度入札

（1）　最初の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。

（2）　再度入札を行う場合の入札者は、当該入札を辞退するものを除き、最初の入札における入札者のみとする。

（3）　最初の入札の開札時から立ち会わない事前入札参加者は、再度入札を辞退したものとみなし、再度入札への参加は認めない。

（4）　入札執行回数は３回とし、この限度内において落札者がいないときは、入札を打ち切る。

9　指名競争入札における入札の辞退

（1）　入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

（2）　入札を辞退するときは、次のア又はイに掲げるところにより申し出なければならない。

ア　入札執行前にあっては、入札辞退届を入札執行機関に直接持参、又は郵送（郵送の場合は入札日の前日までに到着するものに限る。）すること。

イ　入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する職員に直接提出すること。

（3）　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

10　公正な入札の確保

（1）　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（2）　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

（3）　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（4）　入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

11　入札保証金

入札保証金は免除する。

12　賠償責任

落札の無効により生じた損害は、県において賠償の責任を負わない。

13　契約締結の留意事項

（1）　落札者の決定後、売買契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの事由に該当した場合は、当該落札者と契約を締結しない。

ア　地方自治法施行令第167条の４第１項の規定に該当することとなったとき。

イ　その他著しい不適正な行為があったとき。

（2）　落札者が、契約書を受理した日から20日以内に契約書に県有林産物の売買契約を締結しない場合は、入札金額の100分の３に相当する金額を違約金として徴収する。

（3）　契約保証金は、落札金額の100分の10以上の金額を契約書作成の前までに納入のこと。ただし、次に掲げるいずれかの場合はこの限りではない。

ア　入札日から起算して過去２か年間において、国（森林管理署等）又は地方公共団体（県、市町村等）と規模をほぼ同じくする素材又は立木の売買契約を２回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者で、当該代金の納入を確認できる書類等を契約締結の前までに提出した場合。（ただし、契約相手が岩手県の場合は、提出不要）

イ　契約の相手方が、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結している場合。

ウ　契約締結時に、確実な担保を提供した場合。

なお、買受者が契約を履行せず、契約を解除した場合は、契約保証金は県に帰属し、契約保証金の納付のないときは契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。

（4）　売買代金の納入期限については、契約締結の日から30日以内とする。ただし、延納を希望するときは、契約締結の後に別に申請書を提出し、県の承認を得て延納担保及び延納利息を納付することにより原則として３か月の延納を認める。

様式第１号

入　札　書

令和８年度12月県有林産物公売

落　札

売払番号	第801号

不落札

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
金額									

令和８年　月　日

県南広域振興局長　様

登録番号	

住　　所

氏　　名　　印

（備考）

１　金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載すること。

２　金額は、アラビア数字を用い、訂正又は抹消しないこと。

様式第２号

年　　月　　日

事前入札書提出届

令和８年度12月県有林産物公売に係る事前入札書を提出します。

記

１　売払番号　　第801号

２　開札日　　令和８年12月１日

３　入札者　　登録番号　第　　号
住　　所
氏　　名

受付印

様式第１号

記載例

入　札　書

令和８年度12月県有林産物公売

落　札

売払番号	第801号

不落札

金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
	￥	○	□	△	○	0	0	0	0

令和８年12月１日

県南広域振興局長　様

登録番号	

委任する場合は不要

住　　所　○○県△△市□□町××字○○番地
氏　　名　○○木材　株式会社
　　代表取締役　○○　○○　　印

代理人が入札する場合に記載

（上記代理人）
氏　　名　△△　△△　　印

委任のある支店等から委任を受けた復代理人が入札する場合に記載

（上記代理人）
住　　所　○○県□□市××町○○字□□番地
氏　　名　○○木材　株式会社　□□営業所
　　営業所長　□□　□□

（上記復代理人）
氏　　名　△△　△△　　印

（備考）
１　金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載すること。
２　金額は、アラビア数字を用い、訂正又は抹消しないこと。

（参考様式）

委　任　状

令和８年12月１日

県南広域振興局長　様

（委任者）
住　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

私は、下記により代理人を定め、入札に関する一切の権限を委任します。

記

１　委任する入札

(1) 件　名　令和８年度12月県有林産物公売（売払番号　第801号）

(2) 入札日　令和８年12月１日（火）

２　代理人

住　所

氏　名

使用印

県有林の伐採・搬出にあたっての留意事項

県有林の伐採・搬出にあたっては、「主伐時における伐採・搬出指針（令和３年３月16日付け２林整整第1157号林野庁長官通知）」に基づき作業されますようお願いします。
特に、林地保全及び土砂流出等の災害防止の観点等から下記事項に十分留意されますようお願いします。

１　枝条や伐倒木等の処理方法について

- 枝条や転石を、民家や道路等へ落下させないよう作業を行う。
- 枝条等の残材は渓流敷外に搬出し、残置場所の分散や杭を打つ等、大雨等で流出しないよう適切に処理する。
- はい積みの位置は原則として作業道の谷側とし、極力、沢筋は避ける。

２　作業道及び土場の作設について

- 作業道及び土場は必要最小限とし、地形に沿った作設とする。
- 路網を計画する際は、渓流を横断する箇所をできるだけ少なくし、切土や盛土の高さを低く設定する等、林地保全に配慮した作設とする。
- 必要に応じて横断排水等の排水箇所を設け、適切な排水処理を行う。
- 作設した作業道等のうち、一時的な使用を目的としたものは、使用後に埋戻しを行うなど早期に原状回復されるようにする。
- 直下に民家、道路、鉄道等の重要な施設がある場合や、急傾斜地、渓流に近接している、土壌等の条件が悪い等、林地崩壊や土砂流出を引き起こすおそれがある箇所での作設は避ける。
- 「主伐時における伐採・搬出指針」に基づかない場合にあって、かつ、「宅地造成及び特定盛土等規制法（令和５年５月26日施行、通称：盛土規制法）」に該当する場合は、「盛土規制法」における許可が必要になるので、注意すること。

３　道路の使用や損傷防止等について

- 雨天時や雨天直後は、搬出作業を極力控える等、道路の損傷防止に努める。
- 道路を損傷した場合には、補修を行うこと。

４　その他の事項

- 取水施設や養魚場等、又は漁業権設定河川が下流にある場合は、濁水を発生させないよう対策を講じる。
- 早朝等において騒音防止の対策を講じる。
- 現場に立て看板を設置する等、関係者以外にも作業中であることを知らせ、安全確保・事故防止に努める。

５　アカマツ林の伐採について

当該物件は、松くい虫被害地域（周辺地域）となりますので、アカマツ材を伐採、搬出する際は、別添「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」を遵守願います。
また、「森林病害虫等防除法」に基づき公表している「令和８年岩手県告示第167号」において、森林病害虫等の駆除及びまん延を防止するために行うべき措置が定められていることから、併せて確認願います。

６　ナラ類の伐採、搬出について

岩手県では、ナラ枯れ被害が拡大していることから、ナラ類（ミズナラ、コナラ、クリ、クヌギ、カシワ）を伐採、搬出する際は、県南広域振興局 農政部 遠野農林振興センターに確認し、被害地域に含まれた場合は、「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」を遵守願います。

７　放射性セシウムの測定について

広葉樹等をしいたけ原木及び薪として使用する場合は放射性セシウムの測定が必要となることから、適切に対応願います。

松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針

（平成21年4月16日森整第　65号）
（改正　平成22年3月17日森整第970号）
（改正　平成23年2月18日森整第842号）
（改正　平成24年4月13日森整第　52号）
（改正　平成26年2月20日森整第768号）
（改正　平成27年3月3日森整第　799号）
（改正　令和5年2月27日森整第　745号）
（改正　令和8年4月1日森整第　110号）

1　趣　旨

松くい虫被害の拡大防止を図り、健全なアカマツ林を造成するため、「岩手県松くい虫被害対策推進大綱」による総合的な被害対策を推進するとともに、この指針に基づき、アカマツ林の除間伐及び主伐並びに土木工事等におけるアカマツ支障木伐採等の適正な伐採施業について指導するものである。

2　地域区分

松くい虫被害（マツ材線虫病）の発生状況及びマツノマダラカミキリの生息分布状況を勘案し、次のとおり地域区分を行う。

地域名	指定要件	地域の範囲
被害地域	松くい虫被害（マツ材線虫病）が継続して発生している地域。 ただし、標高おおむね500m以上を除くものとする。	盛岡市、滝沢市、矢巾町、紫波町、花巻市、北上市、奥州市、金ケ崎町、一関市、平泉町、大船渡市、陸前高田市、住田町、遠野市、一戸町
周辺地域	被害地域に接する地域で、マツノマダラカミキリの生息が確認されるなど警戒を要する地域。 ただし、標高おおむね500m以上を除くものとする。	
その他の地域	上記以外の地域。	上記以外の市町村

3　施業指針

地域区分別の施業指針は、次のとおりとする。

なお、この指針は主伐と生産間伐を基本としている。切り捨てした除間伐木については、本表の残材と同じ処理をする。

<table>
<tr><th rowspan="2">地域区分</th><th rowspan="2">伐採時期</th><th colspan="3">処　　理　　方　　法</th><th rowspan="2">備　　考</th></tr>
<tr><th>造材丸太</th><th>残　　材</th><th>枝　　条</th></tr>
<tr><td rowspan="5">被害地域
及び
周辺地域</td><td>4月
～5月</td><td>6 月に入る前に林外に搬出すること。</td><td>剥皮、焼却、林外搬出処分、薬剤散布又は破砕すること。</td><td>焼却、林外搬出処分、薬剤散布又は破砕すること。
ただし、最大径3cm以下のものは放置してもよい。</td><td>薬剤散布はなるべく避け、散布する場合は県の指導を受けること。
破砕は、チッパーにより行い、厚さ 15mm 以下とすること。</td></tr>
<tr><td>6月
～9 月</td><td colspan="3">伐採を避けること。
やむを得ず伐採する場合は、所管する広域振興局林務部、農林部又は農林振興センターの指示を受けること。</td><td>6 月～9 月に新しい皮付丸太を放置すると、松くい虫の繁殖源、感染源となる。</td></tr>
<tr><td>10 月
～11 月</td><td>通常の施業でよい。</td><td>最大径 20cm 以上のものは、1m以下に玉切って乾燥しやすいように残置すること。</td><td>放置してもよい。</td><td rowspan="3">「マツ伐倒時期安全確認調査」を実施した場所においては、安全が確認された時期、方法に従って施業すること。（調査方法は別紙 のとおり）</td></tr>
<tr><td>12 月
～1月</td><td>通常の施業でよい。</td><td>1m以下に玉切って乾燥しやすいように残置すること。</td><td>左に同じ。
ただし、最大径3cm以下のものは放置してもよい。</td></tr>
<tr><td>2 月
～3 月</td><td>通常の施業でよい。</td><td>剥皮、焼却、林外搬出処分、薬剤散布又は破砕すること。</td><td>左に同じ。
ただし、最大径3cm以下のものは放置してもよい。</td></tr>
<tr><td>その他
の地域</td><td></td><td>通常の施業でよい。</td><td>左に同じ。</td><td>左に同じ。</td><td></td></tr>
</table>

4　その他

（1）被害地域及び周辺地域の標高おおむね 500m以上の林分であっても、マツノマダラカミキリの生息している林分と近接している場合は、標高おおむね 500m未満の地域に準じる。

（2）被害地域及び周辺地域においては、被圧木、衰弱木枯損枝、暴風雪その他の原因による枯損木は、速やかに処理する。

（3）被害地域及び周辺地域においては、隣接林分（おおむね 200m以内）の連年施業は避けること。

（4）クロマツについても本指針に準じて施業する。

（5）この指針により難い場合には、別添の「マツ伐倒時期安全確認調査方法書」による調査結果によって施業すること。

マツ伐倒時期安全確認調査方法書

1　目的

アカマツの伐木残材や枯損木が松くい虫被害の感染源となっていることから、「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」に基づいて施業の指導を進めるとともに、地域の立地環境により、伐採時期、施業方法を弾力的に運用するため、本調査を実施する。

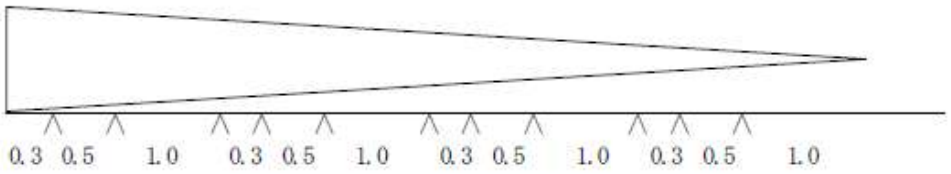
なお、この調査の結果は、当面、調査場所にのみ適用するものとする。

2　調査方法

(1) 10月～翌年5月までの各月の20日に供試木2本を伐倒し、各々1.0、0.5、0.3mに玉切り、林内に放置する。

(2) 翌年10月に各供試丸太に対するマツノマダラカミキリの寄生状況を調査する。

(3) 供試木の玉切り方法は、次のとおりとする。



時期別伐倒木調査とりまとめ表

現地機関名				担当者名				
林況・地況	所在地			事業区、林小班				
	樹種		林齢	年	平均胸高直径	cm	平均樹高	m
	方位		標高	m	備考			

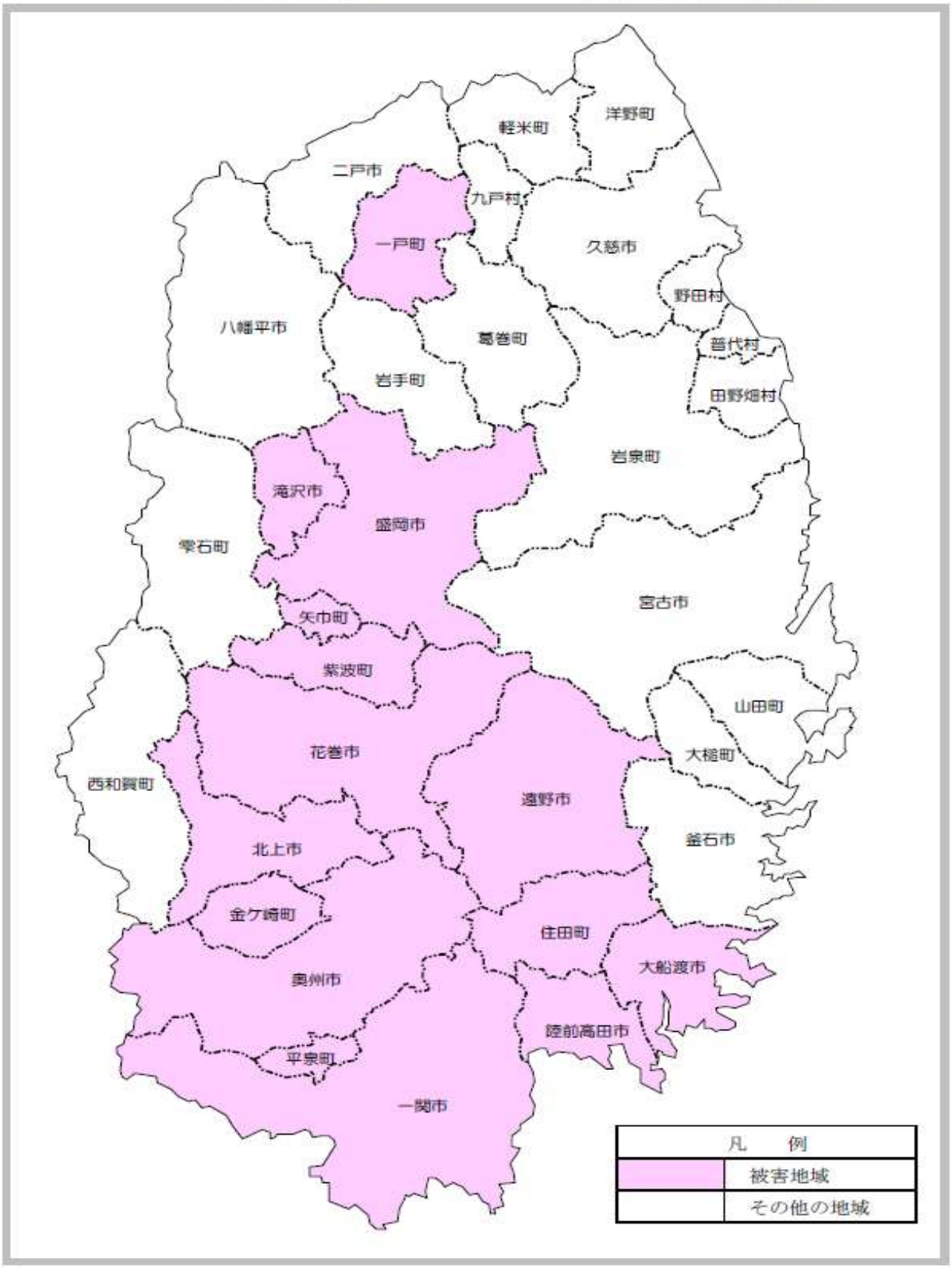
調査結果

伐倒年月日	供試木の胸高直径	1.0m材					0.5m材					0.3m材				
		供試本数	マツノマダラカミキリ寄生密度本数				供試本数	マツノマダラカミキリ寄生密度本数				供試本数	マツノマダラカミキリ寄生密度本数			
			0	＋	＋＋	＋＋＋		0	＋	＋＋	＋＋＋		0	＋	＋＋	＋＋＋
年月日	No.1															
	No.2															
	計															
年月日	No.1															
	No.2															
	計															
年月日	No.1															
	No.2															
	計															

0　寄生なし
＋　1匹
＋＋　2～5匹
＋＋＋　6匹以上
} 供試丸太1本当たりの幼虫、あるいは材入孔数

注) 1　判定は「マツノマダラカミキリ判定の手引」を利用。
2　カラフトとマダラは判別不能なので、区別しなくてもよい。
(林業技術センターで飼育して判定する)
3　寄生密度の判定は、概略で良い。(全面剥皮の必要はない)

松くい虫被害対策としてのアカマツ伐採施業指針附属図



令和８年１月 23 日改訂

ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン

－岩手県農林水産部森林整備課－

森林所有者並びに素材生産業者の皆様へ

ナラ枯れ被害拡大中！被害にあう前に、積極的にナラ類を伐採利用しましょう！

・ ナラ枯れ被害は林齢が高いほどリスクが高いとされています。
・ ナラ類を伐採し森林を更新することは、被害拡大防止にも役立ちます。
・ ただし、被害地域からの材の移動による未被害地域への被害拡大には注意が必要ですので、このガイドラインで示す**３つの事項を遵守**いただくようご協力願います。

《ガイドラインのねらい》

このガイドラインは、**被害地域内で**ナラ類（**ミズナラ、コナラ、クリ、クヌギ、カシワ**）を伐採する際の**時期**と被害材の**移動**について注意点を定めたものであり、被害地域以外では通常の施業で構いません。

被害地域（前年又は当年の被害木から２km の範囲）は刻々と変化しますので、（詳細については、広域振興局・農林振興センター、市町村林業担当課で確認してください。）

１　被害地域では、６月から９月の間は、ナラ類を伐採しない。

【なぜ？】

・６月から９月の間は、カシノナガキクイムシが被害木から大量に羽化・脱出する期間です。
・健全木を伐採するとカシノナガキクイムシを誘引し、周辺で被害が拡大します。

補足１

やむを得ずこの期間に伐採する場合は、**伐採前に**所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課に相談願います。

２　被害地域で伐採した丸太等を未被害地域へ移動しない。

【なぜ？】

・カシノナガキクイムシが寄生した被害木が混入しているおそれがあり、移動先でカシノナガキクイムシが羽化し、周辺に新たな被害が発生する危険性あります。

補足１

ただし、チップや燃料として利用する場合であって、直近の**６月 20 日までに破砕や焼却等の処理**を行う場合は、次の手続により移動して構いません。

・「ナラ枯れ被害材等の移動と処理期限に関する**通知書**」（以下「通知書」という。）を販売及び譲渡する相手先を通じて、**チップや燃料として利用する相手方に確実に通知**し、本ガイドラインに示す処理期限と処理方法を徹底願います。

・この通知書は伐採地所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課（以下「振興局等」）にも**コピーを提出**して下さい。

・通知書を受領した振興局等は、**チップや燃料として利用する相手方**所在先の振興局等に対して**情報提供**し、**巡視活動の参考**とします。

【なぜ？】

・６月下旬からカシノナガキクイムシが羽化・脱出し、移動先で被害が発生する恐れがあります。

・厚さ 10㎜ 以下に破砕（チップ化等）又は焼却（炭化を含む）することでカシノナガキクイムシを駆除することができます。

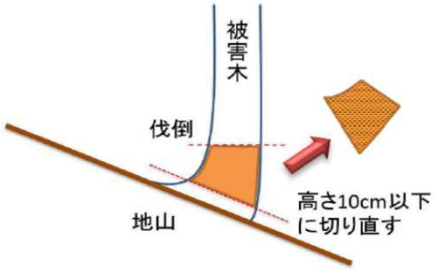
補足２

被害地域であっても、**単木的**に**健全木のみ**搬出可能な場合などは、健全木であることを**確認のうえ**で、直近の**６月 20 日までに未被害地域へ移動することが可能**ですが、健全木かどうかの確認については、**伐採前に**所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課にご相談下さい。

３　葉が萎(しお)れ枯死している、根元に木くずが堆積しているなど、ナラ枯れ被害木のおそれのあるナラ類を伐採した場合は、伐倒後に切り株の高さが 10㎝ 以下となるよう切り直し、切り取った部分は薬剤くん蒸や破砕、焼却等により処理してください。

【なぜ？】

・カシノナガキクイムシは根元部分に多数寄生しているため、駆除する必要があります。



【ナラ枯れ被害とは？】

「カシノナガキクイムシ」が運ぶ「ナラ菌」（病原菌）によって、ナラ類が枯死する流行病です。



カシノナガキクイムシ
右：メス　左：オス
体長は５㎜程度



ナラ菌
写真提供：国立研究開発法人森林総合研究所関西支所

【被害の特徴は？】



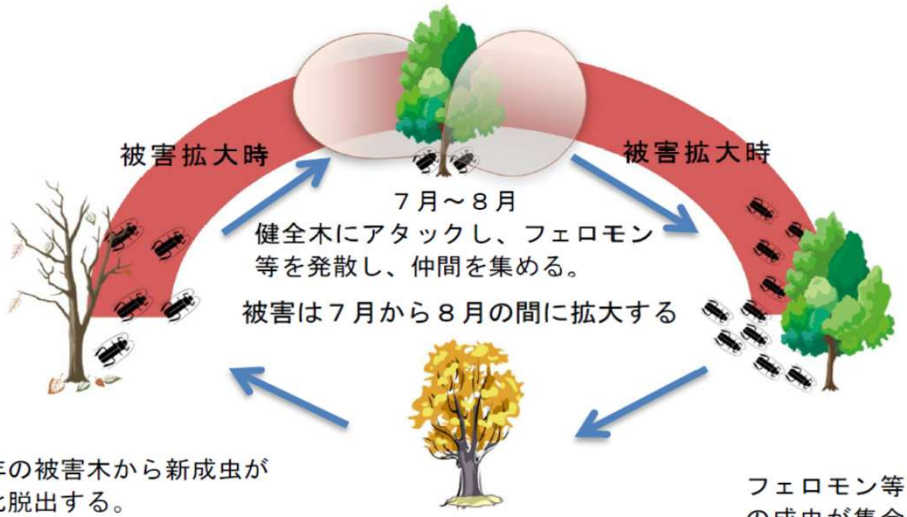
夏に葉が一斉にしおれる



根元には大量の木くずが堆積



幹には 2㎜ 程度の穴が多数



岩手県ナラ枯れ被害材等の移動と処理期限に関する通知書

年　月　日

様

住所：
（TEL　　－　　－　　）

住所：
氏名又は名称：
（TEL　　－　　－　　）

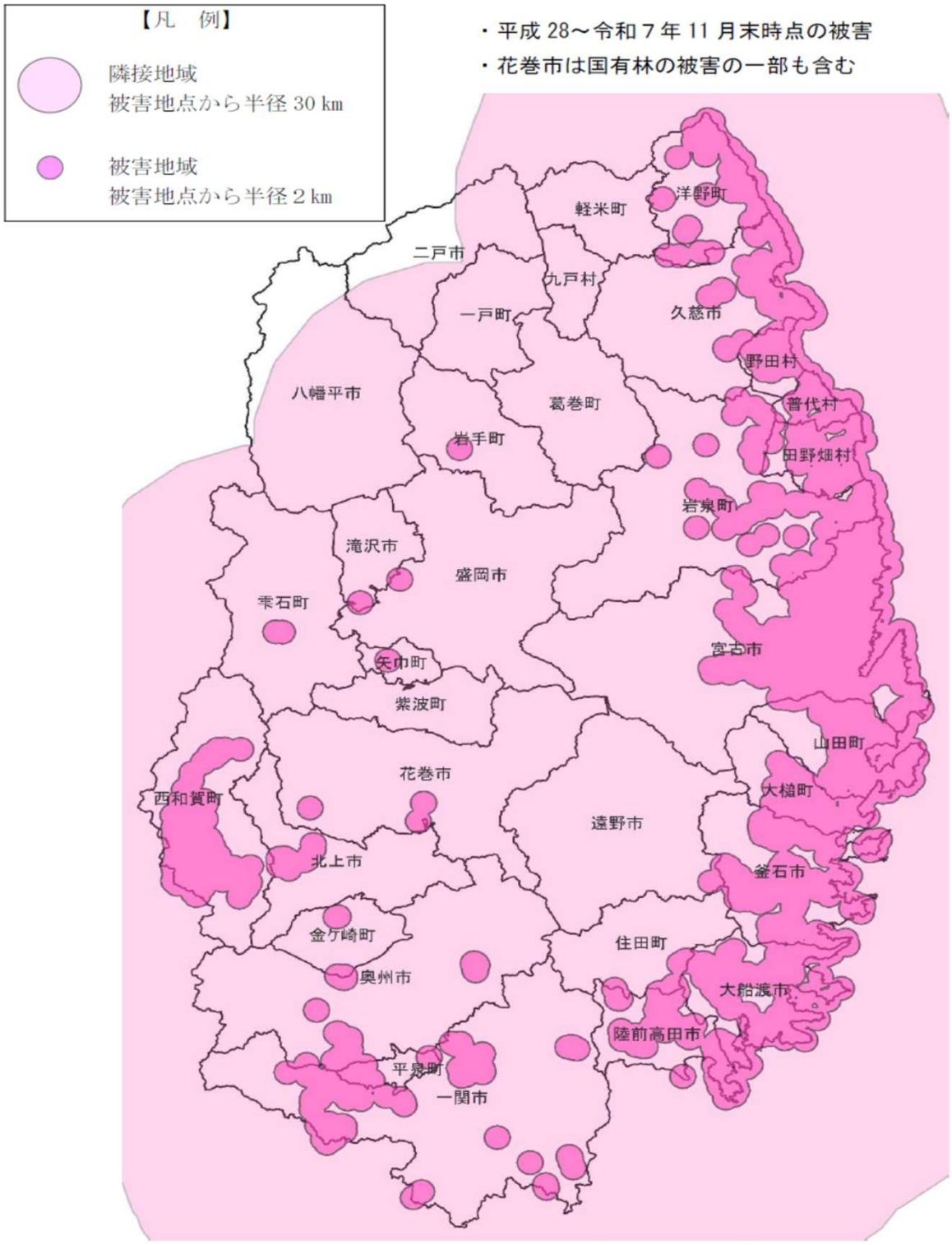
この木材には、ナラ枯れ被害材が混入しているおそれがありますので、「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」に基づき、次のとおり通知します。

1　処理期限　　年６月 20 日まで（カシノナガキクイムシの羽化脱出前）

2　処理方法　ナラ枯れの被害木が混入又は混入しているおそれがあります。適正な処理を行わないと、周辺にナラ枯れ被害が拡大する恐れがありますので、処理期限までに、厚さ 10㎜ 以下に破砕（チップ化）又は焼却（炭化を含む）してください。

【注意】
・通知先に「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」の写しを渡し、確実な処理を依頼してください。（ガイドラインは岩手県のホームページから入手できます。）
・通知書のコピーを伐採地所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課にも提出して下さい。（受領した通知書は巡視活動の参考とします。）

ナラ枯れ被害発生箇所　位置図



この区域図は令和７年 11 月末現在のもので、状況が変化している場合がありますので、詳細等は現地の広域振興局・農林振興センター林務担当課にお問合せください。

売払番号　第801号

公売物件の概要

1　林内状況



カラマツ（68年生）



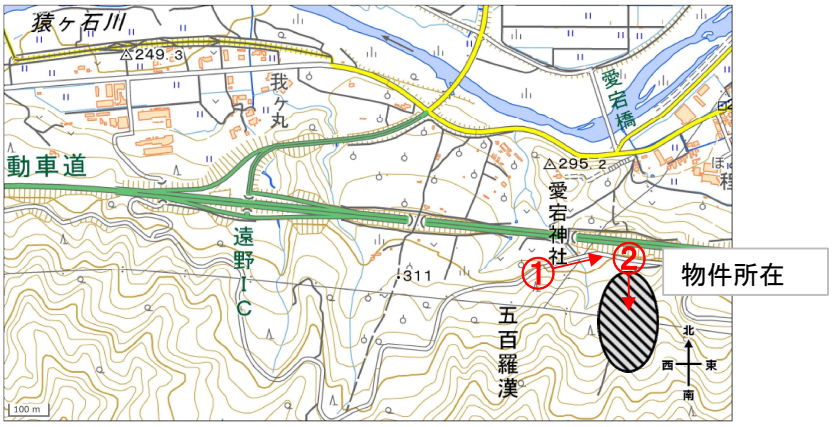
スギ（68年生）

2　施業履歴

作業種	年度	備考
植栽	S29～S34	
下刈	不明	
除伐	不明	
保育間伐	不明	

3　道路状況

地理院地図
GSI Maps



①森林基幹道(林道)土室線（W=4.0m）

②作業道（W=3.0m）



